

「ピピア」利用ガイドライン運用指針

「ピピア」における感染防止等の具体的な対応策として、令和3年10月31日版「さくらめいと・あすねっと・ピピア施設利用ガイドライン」を踏まえた「ピピア利用ガイドライン運用指針」を次のとおりお示しします。

個々の活動に関するより詳細な業種別ガイドライン等も参照の上、施設の利用形態や公演ジャンル等の態様に応じて、必要な感染防止措置を講じてくださいますようお願いいたします。

1 施設の具体的な対応策

(1) 基本的な対応策

- ① 施設管理者は、公演等主催者と連携・協力し、施設や公演等に関わるすべての主体に対し、平熱と比べて高い発熱や咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合や過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴がある場合には、自宅待機等の対応をとるよう周知するとともに、必要な措置を講ずる。なお、ホールでの公演等主催者は、来場者がホールへ入場する際にも検温等の対策を講じる。
- ② 施設管理者は、ドアノブや手すり等不特定多数が触れる箇所を定期的に消毒する。また、施設利用者は、貸出用の椅子・机、譜面台等の消毒に協力する。
- ③ 施設管理者は、出入口と共用部（トイレ等）に手指消毒用の消毒液を設置するとともに、施設利用者は、大声や会話の抑制、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。なお、特段の利用なく、マスク着用の指示に従わない来場者には、入場（館）を拒む等の対応を講じる。
- ④ 施設管理者は、「施設の利用に当たり遵守すべき事項（別紙1）」を掲示し、周知する。また、国及び県の接触アプリのQRコードを施設入口等に掲示し、施設利用者に利用の促進を図る。
- ⑤ 施設管理者は、受付や窓口等に透明ビニールカーテン等を設置し、職員と施設利用者との間を遮断する。
- ⑥ 施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう保健所との連絡体制を整える。また、保健所の判断により、消毒命令が発せられた場合には、必要箇所の消毒を実施する。
- ⑦ 施設管理者、公演等主催者及び施設利用者は、施設内の換気（定期的な窓、出入口、扉の開放）を徹底する。
- ⑧ 施設利用者は、ゴミを各自の責任において持ち帰る。
- ⑨ 施設利用の代表者は、施設の利用前に「新型コロナウイルス感染拡大予防用チェックシート（別紙2）」で施設利用者の体調等を確認し、施設利用後に施設管理者に提出する。
- ⑩ 公演等主催者及び施設利用者は、密を避けるため、時間差での入退出に配慮する。

- ⑪ 施設管理者は施設の管理・運営に従事する職員（委託等の事業者を含む。）について、公演等主催者は公演等関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、来場者等から感染者が発生した場合など必要に応じてこれらの情報が保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。なお、個人情報の保護の観点から、名簿の保管（概ね1か月間）には、十分な対応を講じ、期間経過後は適切に廃棄する。

（2）ホール（客席・舞台）及び楽屋

- ① ホール客席での配席は、原則として指定席にするなどして、公演等主催者は、客席状況を管理調整できるようにする。
- ② 客席において「大声での歓声・声援がないことを前提としうる公演等」の場合は、舞台上の出演者から客席の最前列まで十分な距離（最低でも水平距離2m（歌唱の場合は3m）以上）を確保するなど、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、ホール通常定員（別紙3）の収容を可能とする。
- ③ 客席において「大声での歓声・声援があることが想定される公演等」の場合は、客席を互い違いに配席するとともに、最前列・2列目を不使用とするホール通常定員の1/2を目安とする利用人数（別紙3）を推奨する。
- ④ 楽屋については、密にならないような利用人数（別紙3）を推奨する。
- ⑤ 高齢者やワクチン未接種年齢層等が多数来場することが見込まれる公演等については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重に対応する。
- ⑥ 余裕を持った入退場時間を設定する。また、着席エリアごとの時間差での入退場等について工夫する。
- ⑦ チケット窓口やホール入口に行列が生じる場合には、最低1m（できるだけ2mを目安）の間隔を空けた整列を促すなど人が密集しないよう工夫する。
- ⑧ パンフレット・チラシ・アンケート等は、据え置きによる来場者自らの取得若しくはスタッフの手指消毒又は手袋着用を徹底した手渡しとする。また、チケットの半券は、来場者自ら若しくはスタッフのこまめな手指消毒又は手袋着用の徹底によるもぎりとする。
- ⑨ 公演等の前後及び公演等の休憩中にホール内の換気を行う。また、公演等主催者と調整の上、可能な限り公演等の途中でも定期的に換気を行う。
- ⑩ ホール内における会話の抑制及び公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知する。
- ⑪ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）、出待ちや面会、プレゼントや差し入れ等を控えるよう注意喚起する。
- ⑫ 多くの人に触れるようなサンプル品・見本品は、極力取り扱わないようにする。
- ⑬ クローク機能については、必要最小限（大型荷物のみ）の運用とし、取扱者は、不織布マスクや手袋を着用する。
- ⑭ 複数人数による大声での発声や歌唱・口で演奏する吹奏楽器等での利用、強度の高い運動となるダンスや体操等、感染リスクが高い活動による利用の場合には、そ

それぞれの公演等主催者及び施設利用者の代表者は、業種別ガイドライン等に基づき、施設管理者と感染防止対策の徹底について事前に協議・調整する。

- ⑮ 全国的な移動を伴う公演又は来場者が1,000人を超える公演若しくはそれ以外にも疑義がある公演については、埼玉県に事前に相談をする。

(3) ホール可動部

- ① 身体的距離の確保等を踏まえた利用人数（別紙3）を推奨する。
- ② 複数人数による大声での発声や歌唱・口で演奏する吹奏楽器等での利用、強度の高い運動となるダンスや体操等、感染リスクが高い活動による利用の場合には、業種別ガイドライン等に基づき、施設管理者と感染防止対策の徹底について事前に協議・調整する。
- ③ 30分以内に5分以上の換気を実施する。

(4) リハーサル室

- ① 身体的距離の確保等を踏まえた利用人数（別紙3）を推奨する。
- ② 複数人数による大声での発声や歌唱・口で演奏する吹奏楽器等での利用、強度の高い運動となるダンスや体操等での利用、2mを目安とする身体的距離を確保できない場合の利用は、個々の活動の統括団体等が示すガイドライン等に基づき、施設管理者と感染防止対策の徹底について事前に協議・調整する。
- ③ 30分以内に5分以上の換気を実施する。
- ④ 室内履きは各自で持参する。

(5) エントランス、ホワイエ、休憩室

公演等の前後及び休憩中に人が滞留・密集しないよう、段階的な客席入り等の工夫を行う。

(6) 附属設備

- ① ピアノの利用者は、利用前・利用後に十分な手指の消毒又は手洗いを実施する。
- ② 施設管理者は、利用者が利用したマイク等附属設備の消毒を行う。

(7) 飲食

- ① ホール、ホール可動部及びリハーサル室での飲食は、禁止する。
- ② 飲食をする場合には、社会的距離を確保し、対面としないようにするほか、黙食・静食とするなど感染対策を徹底する。なお、飲食は、感染リスクが高いことから、活動をしながらの飲食等については、施設管理者と感染防止対策について事前に協議・調整する。

(8) トイレ

- ① 可能な限りトイレの蓋を閉めて汚物を流す。
- ② 手洗いを30秒以上する。

- ③ トイレの混雑が予想される公演の前後及び休憩中は最低1 m（できるだけ2 mを目安）の間隔を空けた整列を促す。

2 公演等関係者の感染防止策

- (1) 公演等の運営は、必要最小限度の人数とする。
- (2) 各自検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合は、自宅待機とする。
- (3) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛及び味覚・嗅覚障害の症状に該当する場合は、自宅待機とする。
- (4) 発熱や軽度の体調不良など感染が疑われる場合には、抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、保健所の了承を得た上で、PCR検査等を速やかに実施する。さらに濃厚接触の可能性のある人にも検査を促すようにする。
- (5) 公演時の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底する。
- (6) 舞台袖・舞台裏・楽屋では、適切なマスクの正しい常時着用を徹底する。また、楽屋では、使い捨ての紙皿やコップを使用するとともに、対面での飲食や会話をしないようにする。
- (7) 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を避ける。
- (8) 演奏上又は表現上マスク着用が困難な場合には、その公演等主催者は施設管理者と感染予防対策の徹底について、業種別ガイドライン等に基づき、事前に協議・調整する。

3 施設利用中に感染が疑われる人が発生した場合の対応策

- (1) 感染が疑われるなど体調を崩した人がいた場合、速やかに別室へ案内し隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、不織布マスクや手袋を着用の上、発熱者との接触を避けて対応する。
- (3) 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成するなど必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。

4 公演等主催者又は施設利用者が必要な措置を講じていないと認められる場合

施設管理者は、公演主催者又は施設利用者に対し、利用の中止や人数の制限等必要な措置を講ずるよう協議を行う。

施設の利用にあたり遵守すべき事項

1 つでも該当する方は、施設の利用を御遠慮ください。

感染拡大防止のため、御協力をお願いいたします。

1	平熱と比べて高い発熱がある。
2	咳、のどの痛みなど風邪の症状がある。
3	だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状がある。
4	味覚や嗅覚の異常がある。
5	普段よりも体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある。
6	新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある。
7	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
8	過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。

新型コロナウイルス感染拡大予防用チェックシート

施設の利用後に事務室へ提出してください。

利用施設	ホール		客席での大声	有・無
	ホール可動部			
	楽屋A・楽屋B・楽屋C			
	リハーサル室			
利用日	月	日	利用区分	午前・午後・夜間・全日
利用者(団体)名			(最大)利用人数	人

1 次の事項に該当する利用者がいないか事前に確認してください。

- 体調不良(だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障害等)の方はいませんか(平熱と比べて高い発熱)。
- 風邪症状(咳、鼻水、くしゃみ、咽頭痛など)のある方はいませんか。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方はいませんか。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方はいませんか。
- 過去14日以内に感染拡大している地域や外国へ訪問した方はいませんか。

※ 上記に該当する方には、施設利用を控えていただくことになります。

2 利用に当たって次の事項に御協力ください。

- 1時間に10分程度(リハーサル室及びホール可動部利用の場合は30分以内に5分以上)の換気休憩を設けるとともに、トイレの混雑緩和にも配慮してください。
- 入場・入室時の集中を避けるよう開始時間に配慮してください。
- 十分な座席間隔・身体的距離を確保してください。
- 施設内ではマスクを着用し、こまめな手洗い、手指消毒を励行してください。
- 利用後は速やかに退出し、利用後の3密を回避してください。
- 利用代表者は、(着座)利用者の氏名・緊急連絡先の把握に努めてください。

記入者氏名

「ピア」利用ガイドライン運用指針に基づく利用人数等一覧

■ホール 利用人数

	ホール(座席)	ホール可動部
通常定員	812	—
推奨定員	375	30人

■舞台 利用人数

	舞台	
	音響反射板あり	音響反射板なし
通常定員	—	—
推奨定員	20人	40人

■楽屋 利用人数

	楽屋A	楽屋B	楽屋C
通常定員	4人	4人	2人
推奨定員	2人	2人	1人

■リハーサル室 利用人数

	リハーサル室 (歌唱等)
通常定員	—
推奨定員	15人 (12人)

- ※ 推奨定員とは、「大声での歓声等が予想されるホール(座席)」や「身体的距離の確保等を踏まえた舞台・ホール可動部・リハーサル室等」の利用目安人数を示したものです。
- ※ 「ホール」、「ホール可動部」、「リハーサル室」において、複数人数による歌唱や吹奏楽器の演奏、感染リスクの高い活動で利用する場合には、感染防止対策の徹底について、業種別ガイドライン等に基づき、事前に協議・調整をいただきます。